

「進化」する開発概念

—世界銀行の反マネーロンダリング支援を題材に—

山田美和*

An 'Evolution' of the Concept of Development:
How does the World Bank's Legal Assistance Reach to Anti-Money Laundering?

YAMADA Miwa

Abstract

The World Bank's legal and judicial reforms programs have expanded considerably since it began to address the concept of governance in early 1990's. Initially the Bank focused primarily on legal reforms for inducing private investment. Currently, however, the Bank's specialized legal assistance extends to include the criminal justice sector such as anti-money laundering. Such activities cannot be directly construed from the functions provided for in its Articles of Agreement, the main among which is to help financing specific projects for productive purposes. Examining the documents by the Bank and its General Counsel, the author discusses how the Bank has interpreted its Articles in order to explain the legitimacy of its expanding activities. The Bank has manoeuvred itself into the criminal justice sector by skillfully changing its concept of development not to deviate from its mandate. The change is not merely a shift of its emphasis from economic development to social development; rather, an 'evolution' to include any kind of areas as target of its development assistance. For those who study Law and Development, it raises a question of one's own concept of development to explore the concept of development deployed by the World Bank, a major influential player in legal and judicial reforms in developing countries.

1 はじめに

「法と開発」研究は、1960年代初めから1970年代前半に行われたアメリカの法学者による法と開発運動 (Law and Development Movements) の短命とされた歴史を振り返ることを出発点とする。当時アメリカの法学者は、単線的近代化理論にもとづき、市場経済および民主主義価値を生み出すために法が重要であるとし、第三世界において西欧近代型

の法制度を構築することを支援した。そこでは、「開発とは、究極的には西側と同様の経済、政治および社会制度をもたらす、社会の分化の増加という不可避で革新的なプロセス」と認識された (Tamanaha 1995)。まもなくこのリーガル・リベラリズムは、それを推進するアメリカ人自身の自民族中心的かつナイーブという自己批判を浴び失敗の烙印を押され消滅していった。そして時を経て1980年代における世界銀行・IMFによる構造調整改革、1980年代終わりからの旧ソ連の瓦解と東欧

* 日本貿易振興機構アジア経済研究所 研究員

諸国の民主化・市場経済化によって、開発援助機関による途上国への法制度改革支援が推進されるにあたり、開発における法の役割があらためて注目されるに至っている。しかし、かつての法と開発運動を振り返ることは何らその意義を失っていない。すなわち、「ある者が開発における法の役割と機能をどう捉えるかは、つまるところ、その者が開発という概念をどう捉えるかによる」ということを思い出させてくれるからである (Paul 2003)。1970年代の法と開発運動の失敗の要因は、開発を西欧と同様の自由市場システム、自由民主主義および法の支配の確立へのプロセスと定義したことにあつたとすれば、現在の「法と開発」を研究する者は、開発をどう捉えるのか。「法と開発」研究は開発概念の考察から始まることは疑いない。

日本において「開発法学」の提唱者である安田は、開発を人間による自然の統御を前提とする未来にいたる動的なプロセスであり、その目標がどのように設定されるかにより、そこに至るプロセスとしての開発が意味をもつと述べる(安田 2005)。そこで安田は、開発法学の課題設定のための開発目的にかかわる概念を、開発法学の理念的目標として、社会、経済および政治という3つの社会相を基礎にして設定している。すなわち開発法学の理念的目標を、社会開発として人々の連帯の極大化、経済開発として人々の物質的な富の極大化、そして政治開発として人々の権力の極大化と定義している。3つの社会相と開発理念の設定は、具体的な開発課題にかんして、共同、市場および指令という3つの法理が政策として有効に機能しうる分野を設定することを可能とする(安田 2005: 21)。すなわち、開発概念の設定は、政策においてその礎となる

と論じている。

さて安田は、「開発法学」の課題とする政策研究の具現である法制協力の代表例として、世界銀行(以下、世銀)の活動を概評している。それによれば、世銀の法制協力は「経済法中心から次第にその領域を社会開発領域に広げ」、「21世紀を境に経済開発から社会開発へと大きくシフトしつつある」といってよいであろう(安田 2005: 320)と評している。世銀の意味する経済開発や社会開発が、安田の定義するそれと一致しているかは定かでないが、その議論はさておくとしても、世銀の法制制度改革支援の対象領域は、経済開発から社会開発に本当にシフトしているのであろうか。安田が引く世銀の文書(World Bank 2003)には一般に社会開発に類別される主要な課題がほぼ網羅されている(安田 2005: 320)と解釈するにしても、同文書で紹介されているいくつかの具体的なプロジェクトの実行ベースの融資高を見てみると、経済法制改革が最も多く、社会開発分野には相対的に少額の無償資金が充当されているのが観察される。1999年貧困削減を旗印とした世銀のウォルフエンソン総裁によって包括的開発枠組み(CDF: Comprehensive Development Framework)が提示され、世銀の開発の概念は単なるマクロ経済成長から拡大され、この枠組みに則った開発目標を掲げた貧困削減ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper)の被支援国による作成が当該国への包括的援助計画の前提とされるようになった。貧困削減というタイトルから社会開発に重点をおいていると見えるが、その中には社会開発とは類別できない多様な開発対象が挙げられている。世銀は、自らの開発概念を巧みに操作することにより、その資金力をもって、途上国の在り様全般に

他に類を見ない影響力を有している。

本稿では、世銀および同法務長官による文書を読みながら、世銀の開発概念の拡大の歴史を辿り、刑事という世銀の設立協定からは直接解釈できない分野への援助を手がけるまでに至る沿革を論じる。安田によって経済開発から社会開発へとシフトしたと評される世銀は、1980年代終わりの構造調整融資の失敗から、その開発概念を大きく変容させた。本稿の目的は、それが単に経済開発から社会開発へと形容できるものではなく、あらゆる分野を開発援助対象として包摂しうる開発概念の変化であることを明らかにすることである。現在途上国の法制度改革に大きな影響力を有する世銀の開発概念を見直すことは、「法と開発」ないし「開発法学」研究者自らの開発概念を問い直す機会となろう。

2 世界銀行の法制度改革支援にかんする論理の展開

2005年に世銀は、国連薬物犯罪事務所(UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime¹⁾)と協働し、カンボジア、ラオスおよびベトナムの3カ国において各国の反マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金供与の撲滅(AML/CFT: Anti Money Laundering/Combating the Financing of Terrorism)への制度的取り組みを支援するために、地域アドバイザーを設置する共同出資を行った(UNODC 2005)。不正薬物、犯罪や国際テロリズムに対応するため各国の警察、検察機関を対象とするUNODCの活動に世銀がパートナーとして関与することは注目に値する。同報告書によれば、地域アドバイザーは上記3カ国に対し、AML/CFTにかんする規制を構

築しその執行能力を強化することを支援するため、助言、訓練および技術支援を行う。対象となる機関は、各国の金融監督機関、警察、関税局、検察官および司法機関ならびに主要な政府機関である。「国連薬物犯罪事務所と世銀のパートナーシップは、効果的な金融セクター規制から疑わしい不法行為の探知、捜査および犯罪行為の訴追まで、反マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金供与の撲滅にかんする多岐にわたる問題に対処できるように実務的で意味のある方法で各国の関係機関を支援することを目的とする。」(ibid.) 同年11月には上記3カ国の関係機関から18人が参加して、マネーロンダリングを監視し防止する過程や方法、開発への影響、反マネーロンダリングにかんする国際的基準、マネーロンダリングという犯罪やそれに付随する犯罪や捜査などについて訓練が行われた。反マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金供与の撲滅を目的として、被支援国の刑事部門への支援を行う世銀の活動は、その設立協定からどのように導かれるものなのであろうか。世銀の開発概念のなかに刑事分野はどのように包摂されてきたのであろうか。

2.1 世界銀行の設立協定

世銀の設立協定には、開発の定義はない。その第I条目的の筆頭には「加盟国領内における復興と開発において、戦争により破壊または中断された経済の回復、生産施設の平和時の用途への再転換、後進国における生産施設及び資源の開発の促進など、生産目的のための資本投下を促進することによって援助する²⁾」(傍点筆者)ことが規定されている。第2の目的に、外国民間投資の促進が挙げられ、それは民間融資への保証や参加によって、ま

た民間資金がない場合は、世銀の資金から生産目的のために適切な条件の下で融資をすることである。第3の目的には、国際貿易の長期的で偏りのない成長の促進および国際収支の均衡の維持が挙げられ、加盟国の生産資源の開発のための国際投資を促進することによって、その国の生産性、生活基準および労働条件の向上を支援するとある。第4は、他の径路を通じた国際融資に関連した融資や保証、第5は、加盟国におけるビジネス条件に従って国際投資の効果に充分配慮しながらオペレーションをおこなうことが挙げられている。1944年に設立された世銀の目的は、加盟国に対して、生産目的のために資本を提供することによって戦時から平時への経済の円滑な移行を援助することであった。

この設立協定の目的の文言は爾来変わらない。同条の終わりには「世銀は上記目的に合致する決定によって導かれる」との規定がある。加盟国の開発を生産目的のための資本投下によって援助することを目的とする世銀の活動は、1980年代末期以降東西の対立終焉と共に、大きな変容を見せる。設立協定において開発の定義が存在しないことが、その変容を可能にしたと思われる。

しかしその拡大も、同協定第IV条第10項においてひとつの制限を課されている。それが政治的活動の禁止であり、同項は次のように規定する。「世銀およびその職員は、加盟国の政治的事項に関与してはならない。また、加盟国もしくは関係する加盟国の政治的特質によってその決定に影響されてはならない。経済的考慮のみが、彼らの決定に関係するのであり、これらの考慮は第I条に規定された目的達成のために、偏向なく衡量されなければならない³⁾。」この条項により、世銀は被支

援国の政治問題には立ち入ることなく、経済的ファクターのみを融資決定の際に考慮するとされている。世銀の活動の拡大をもたらす開発概念の変容は、常にこの政治的関与の禁止という規定をいかに解釈するかという問題を伴うのである。

2.2 ガバナンス論の始まり

世銀が1980年代から取り組んだ構造調整政策は、世銀が融資するプロジェクトが収益をあげるためには、被支援国の中長期的な経済成長を促進し貧困を解消することが重要であり、そのために当該国の経済構造改革が不可欠であることを主張した。市場経済メカニズム、民営化および対外開放を柱とし、マクロ経済の安定、公共セクターの縮小および規制緩和が推進された。しかし、これらの構造調整融資による改革は必ずしも功を奏さず、被支援国の社会問題の激化という負の遺産をもたらした。それについては内外からの批判が相次いだ。世銀は被支援国国家の能力の重要性を説き、構造調整融資の失敗の要因は被支援国政府の能力の欠如にあるとする見解からガバナンス論を誕生させた。「1980年代の終わりに(世銀の)アフリカ地域担当グループが初めてガバナンスは開発課題の成功に必要であると特定した。同グループはアフリカの開発問題に長年鬱積するものはガバナンスの危機であるとし、公的セクターの運営および公務員改革に重きをおくようになった。この動きに、ラテンアメリカ地域およびカリブ地域担当グループが続き、公務員改革および司法改革への支援を開始し⁴⁾、以来すべての地域においてガバナンス問題が取り上げられるようになった (World Bank 2004a: 6)⁵⁾。

つまり世銀の構造調整プログラムの失敗に

ついて、構造調整プログラムに盛り込まれた財政赤字削減や貿易自由化という処方箋自体に誤りはないが、それを遂行する被支援国政府の能力不足にその失敗の要因を帰したのである。設立協定によって加盟国の政治に関与することを禁止されている世銀が借り手国の政府能力に介入するために、当時世銀副総裁兼法務長官であったイブラヒム・シハタ (Ibrahim I. F. Shihata) によってガバナンス論が唱え始められた。ガバナンス (governance) を「開発のための国家の社会的経済的資源の管理において力が行使される態様」と定義し、グッド・ガバナンス (good governance) 実現のための公務員制度や法制度の改革は、世銀のマンデートから逸脱するような政治力の行使による国家運営とは明確に区別されるものであると論じた。ガバナンスという概念は、国家の政治的権力の行使とは区別されることにより、国家運営にかかわるあらゆる制度や組織をも世銀の援助による改革の対象とすることを可能にした⁶⁾。当初は、アフリカ諸国に対する構造調整融資の失敗から端を発したガバナンス論は、爾来世銀の拡大する活動を包摂する論理として普遍化されていったのである。

2. 3 世界銀行の腐敗問題への関心の高まり

被支援国政府の腐敗の問題は、政府内外の政治問題にその根を有するものであり、世銀がその問題に関わることは、まさに設立協定に規定されている政治的関与の禁止に抵触するものと考えられ得る。世銀はそのおそれを払拭するために、腐敗の撲滅はグッド・ガバナンスを構成する重要な要素であるという論理を展開することにより、自らの支援対象として組み込んでいったのである。その展開を

詳細に見てみよう。

当初世銀のスタッフおよび経営陣は長年腐敗撲滅への取り組みの重要性を認識しながらも世銀のマンデートに照らしてどうなのか確信は持てなかった (World Bank 2004a: 1)。「世銀の設立協定第IV条第10項は、その決定において経済事項以外の考慮および加盟国の政治問題への介入を禁止している。このため反腐敗戦略を採用する正式な企図を避けてきた。しかし1990年代初頭に、世銀は腐敗をそのガバナンスにかんする活動の中に考慮しなければならない問題として認識し、いくつかのケースにおいて融資対象国との対話の中でその問題を取り上げるようになった。すなわち世銀は、構造調整融資、技術支援融資および無償資金ならびにセクター別融資を通して、借り手国による経済、行政、法制度および司法改革の導入を支援することを目的とするようになった。世銀はこの方法では直接腐敗撲滅には関与しなかったが、これらの改革が借り手国の成長のみならず腐敗撲滅にプラスの直接的効果があると気づいていた」(Shihata 1997a)。被支援国の腐敗問題への取り組みは、1990年代に開始されたガバナンスにかんする活動の中に明示されてはいなかったものの、ガバナンス向上のための制度改革が既に腐敗に対し効果を及ぼすことが認識されていたという。

世銀の腐敗への関心が開発全般の問題として明示されるようになったのは、1995年に当時の世銀総裁であったウォルフェンソン (James D. Wolfenson) によってであった。ウォルフェンソンは同年の加盟国年次総会前のスピーチにおいて腐敗問題を重要事項として取り上げた。そして当時の法務長官であったシハタにこの問題にかんし世銀の取りうる

活動のための提案を精査しその活動の開始について考察をさせた(Shihata 1997a: 475)。シハタは、世銀の被支援国の腐敗問題への関与の法的根拠を自らのガバナンス論に求めた。

「現実問題として、世銀は国際開発政策の主たる問題から自らを隔離することは到底できない。腐敗はまさにかかる問題なのである。ある国における腐敗の蔓延はその国への投資のための公的および民間資金の流れに一層影響を及ぼすようになってきている。世銀の融資プログラムおよび特に構造調整融資はかかる流れの規模や速度を決定する要素を考慮する。法的観点からすれば、重要なのは世銀の関与は常にその設立協定に合致しなければならないことである。私の意見では、世銀は腐敗撲滅を支援する多くの行動をとることができる。この全世界的な現象の原因と効果について調査することができる。相互の合意によって借り手国が腐敗を減らすよう支援することができる。借り手国との対話において腐敗の程度を議論の議題として取り上げることができる。そして事実にもとづく客観的分析によって腐敗の程度が世銀の借り手国への支援の効果に悪影響を及ぼすほどひどいものであれば、そして政府がそれを撲滅するために真剣な措置を講じていなければ、世銀はそれをその国に対する融資政策におけるひとつのファクターとすることができる。この点にかんする唯一の法的障壁はそれを行うなかで世銀およびそのスタッフは経済的要因と効果のみに関心を寄せなければならず、その国の政治問題に介入することは避けなければならない点である。その仕事は境界線上のケースでは難しいかも知れないが、その制限は世銀の理事会によって是認されたリーガルオピニオンで詳細に規定されている。」(Shihata 1997a:

477)「そのリーガルオピニオン⁷⁾によれば、ある国の資源管理全体という意味におけるガバナンスの概念は、現在プロジェクトに融資するのみならず、借り手国によって行われている経済改革の過程に深く関与している国際金融機関にとって無関係なことではあり得ない。明らかに、ここでの関心は広い意味での国家権力の行使ではなく、公的部門の適切な運営および民間部門を促進する環境の創造という特定の事項にある。それは、かかるルールおよび制度がその国の経済発展なかつく資源の健全な管理に求められる程度において、実際に適用されるルールおよびこれらのルールの適切な運用を保証する制度への関心である。」世銀による腐敗問題への直接の取り組みは、腐敗をガバナンスの一環であると位置づけることによって、すでにその法的根拠は明らかにされているとして、法務長官であったシハタ自身が世銀の設立協定に照らした借り手国のガバナンスへの関与の正当性を論じた自らのリーガルオピニオンに依拠しているのが観察される。ガバナンス論を援用することにより、被支援国の腐敗問題への関与に青信号を出したのであった。

世銀の腐敗問題への関与についてはもちろん反対論も展開された。「世銀が融資するプロジェクトを超えて腐敗問題に関与することは議論を免れなかった」とシハタ自身が認めている。「世銀は借り手国のための世界政府ではない、世銀のマネートはその設立協定に定義されている、との反論は当然ある。世銀は、加重式投票制度による決定に従わなければならない、その活動は借り手国へのオペレーションに限定されているため、定義された目的を超えた世界の改革者としての役割は、金持ちの国の貧しい国に対する支配という烙

印を不可避免的に押されることになる。従って、いかなる場合においても世銀は、設立協定に規定された機能のみに関与するべきであり、それは生産目的のための特定のプロジェクトに融資することである⁸⁾。特に、明らかに国内政治を内包するようなそして設立協定で明示的に禁止されている政治的考慮に世銀を巻き込むような問題に関与することを避けるべきである。」(Shihata 1997a: 475)

しかしこれらの反対論に対してシハタは以下のように主張する。「世界の主たる開発金融機関としてその多くの加盟国への海外援助のコーディネーターとして、世銀は、借り手国における外的資源の効率的な流れおよび適切な使用に重大な影響をあたえる問題を現実的に無視することはできない。」そしてこれらへの関与は既に世銀のマンデート内であると強調する。「世銀はすでに、党派を争う国内政治に関わり合うことなく、開発という自らのマンデートに直接関係する多くのガバナンスや制度の問題を扱ってきた。借り手国の公的部門管理にかんする関心は長年そのオペレーションおよび調査活動の中で重要なファクターである。世銀の介入はいずれにしても、関与する国が借り手もしくは保証人として契約当事者である融資、または世銀の開発というマンデートに関連する助言という形をとってきた。いずれの場合にも世銀は借り手国に対し、強制的なスタンスはとらず特定の方向性を押しつけることはない。世銀はファシリテーターとしての役割を演ずることができるだけであり、その効果は借り手の全面的協力に負うところが大きい。」(ibid.) (傍点筆者)と論じている。腐敗は資本の流れに悪影響をもたらす経済的にマイナスの要因であり、腐敗問題に関与することは、開発のために必要な

グッド・ガバナンスを構成する要素であるという主張である。

「もちろん世銀は、立証された事実にもとづき、かつこの問題が明らかにその国の経済発展に影響する限りにおいてのみ活動し、この文脈における腐敗の問題について多大な注意をもって取り組まなければならない。しかし、国際的金融の流れの源のみならず経済組織にとってさらに加盟国の政府および人々にとって、これらが主たる関心事となっている時にそれらを見捨てることはできない。」(Shihata 1997: 477) 1996年時点において、腐敗問題は、シハタによって、すでにガバナンス論から伏線を敷かれていたように世銀の活動対象として扱われた。

2.4 反腐敗戦略の開始

シハタの見解をベースにして、腐敗問題への世銀の取り組みにかんする提案やその開始について上級管理職レベルで詳細な議論がおこなわれ、腐敗問題に対する総合的な戦略が、世銀自身の効率性および開発政策全般の問題として、世銀の理事会にはかられるよう準備された。

1996年加盟国年次総会における開会演説でウォルフェンソン総裁は、開発援助コミュニティに対して腐敗という癌と戦うよう強く促した。1997年9月世銀の理事会は正式に腐敗を開発問題の主たるひとつとして認め、世銀の反腐敗戦略を承認した。この戦略は、腐敗を私的利益のための公権力の濫用と定義し、①世銀プロジェクト内の詐欺および腐敗を防止すること、②腐敗にかんし世銀の支援を要請する国を援助すること、③腐敗にかんする関心を世銀の活動の中で主流化すること、および④腐敗問題にかんする国際的な努力を積

極的に支持すること、という4つの柱をもつものであった(World Bank 2004a: 1)。これは、世銀にとって主要な開発問題として腐敗問題に取り組むために門戸を開くこととなった。スタッフおよび経営サイドは長年腐敗問題に取り組む重要性には気づいていたが世銀のマネジメントについて不確かに感じていたのは先に述べたとおりである。腐敗問題は世銀のマネジメントからの逸脱ではないかと少なからず誰もが感じていたが、総裁による明示的な取り組みへの指示、そして理事会による正式な承認が、世銀に腐敗問題に向かうフルエンジンをかけさせた。世銀は、反腐敗への尽力を、新しい試みの開始ではなく、世銀の借り手国別戦略の作成、融資活動、経済およびセクター別活動、調査や借り手国との対話の中に腐敗問題をより明確に取り入れていくことであり、ガバナンスを改善する活動の一環としてとらえている(World Bank 1997: 47)。すでに開始されていたガバナンスへの取り組みの一環であると位置づけることによって、マネジメントからの逸脱か否かという問題は、1990年代初頭にシハタが書いたガバナンスにかんするリーガルオピニオンによってクリアされているとされたのである。2000年には反腐敗の戦略を実行するためのガイダンスとして「公的機関の改革およびガバナンスの強化:世銀の戦略⁹⁾」が発表され、以降その枠組みに則って各地域において次々とプログラムが実行されるとともに腐敗問題への取り組みにかんする文書が出されている。

World Bank (2004a) においてもかかる経緯をあとづける記述がなされている。世銀の反腐敗への努力は1997年に正式に承認されるはるか以前から存在していたとして、経済発展を促進する方法として世銀が長年強く支持

してきた貿易および金融の自由化を挙げている。それによれば、世銀の腐敗問題への取り組みは1997年に新しく始まったものではなく、長年のガバナンス改革、また、1980年代および1990年代に世銀が支援してきた貿易および金融自由化、財政改革、規制改革および制度強化などの改革も部分的には腐敗の誘因を減らすことを目的としていた。たとえば、政府による貿易管理は、歪曲とレントシーキングをもたらす。高関税や非関税障壁は賄賂を誘発する。よって為替メカニズムの改革、輸出障壁の撤廃、関税の引き下げなど一連の貿易自由化が腐敗を削減する。また金融自由化は、金融市場の硬直性を原因とする独占レントを削減することにより腐敗を減らすことができるとしており、その実証研究が行われたが、金融自由化がもたらす腐敗削減の潜在能力はまだ充分には達成されていないと記されている(World Bank 2004a: 7)。世銀への批判や疑念を払拭するためか、あくまでも世銀の腐敗問題への取り組みは、世銀の本来の活動の一環であることを強調する姿勢を貫いている点が観察される。その腐敗問題への取り組みのひとつとしてAML/CFTが挙げられている。

2.5 反マネーロンダリングへの取り組みの契機

世銀の公開されている文書の中でマネーロンダリングについて初めて言及されたのは1995年のことである。そこでは、マネーロンダリング問題に対処する国際的な取り組みである1988年ウィーン条約¹⁰⁾などを紹介し、1989年に設置されたFATF¹¹⁾の活動をその翌年に発表された40勧告の内容を解説しながら詳述している。そして世銀は不正資金の流

れに対処する措置を促進し各国に対し支援することができる」と結んでいる (World Bank 1995)。その後、中南米のいくつかの国に対する支援の事前評価や戦略において、対象国のマネーロンダリングにかんする事項が調査されるようになった。2001年4月30日、世銀およびIMFの理事らによって、「マネーロンダリングはグローバルな関心事であり、国際的な行動を支持する協働的なアプローチを展開していく必要がある。マネーロンダリングに対処することは、金融セクターの監督規制、グッド・ガバナンス、司法および法制度改革ならびに効果的な法の執行など多面的なアジェンダを鑑みれば、多くの異なる機関の関与する協力的なアプローチが要求される」と表明された (World Bank 2004a: 26)。

同年世銀の理事会においてFATF-40 + 8勧告¹²⁾が世銀のオペレーションにおいて使用されることが条件付きで承認され、理事会は、マネーロンダリングにかんする国際および地域グループと協働し、マネーロンダリング問題をクライアント向けの処方的仕事として認め、技術支援を供与し、開発のコストおよびマネーロンダリングのインパクトにかんするさらなる理解に貢献し、国際的行動への支持を提供するようスタッフに命じた。世銀スタッフは、これらの指示に応え、銀行、保険会社およびその他の資本市場のマネーロンダリング対策の実務を評価する方法を開発した (ibid.)。そこで注目すべきは、「このアジェンダは近年反テロ資金供与にかんする技術支援を含むように拡大された」(ibid.)のである。これは、まさに2001年9月11日の米国における同時多発テロを受けて、世銀の反マネーロンダリングの名を冠した活動がその領域を拡大したことを示す。そして2001年9月11

日を境に世銀の反マネーロンダリングにかんする活動が飛躍的に増えたことはそれにかんする文書の増加から観察される。またそれまでAML (Anti Money Laundering: 反マネーロンダリング) と表現されていたが、CFT (Combating the Financing of Terrorism: テロへの資金供与の撲滅) が双生児のように並列され、AML/CFTとして呼ばれるようになった。世銀は、AML/CFTを主題にした地域ごとのビデオ会議を、2002年にはヨーロッパおよび中央アジア諸国、ラテンアメリカおよびカリブ諸国を対象に、2003年には南アジア、アフリカ、東アジアおよび太平洋諸国を対象に続けざまに行った。その後世銀によってAML/CFTにかんする具体的なプロジェクトが多くの国で行われている。

2. 6 小括

1990年初めに登場したガバナンス論はその当初そこまで意図されたかは判然としないが、ガバナンスは開発のための国家の社会的経済的資源の管理において力が行使される態様であると定義することによって、世銀が被支援国の国家のあらゆる制度運営をその支援の対象とすることを可能とする論拠となっている。世銀 (2004a) においてもその腐敗問題への取り組みの根拠をすべてシハタのガバナンス論に負っている事実が明らかにされている。テロ資金供与の撲滅と一括りにされた反マネーロンダリングは、反腐敗の一環に位置づけられ、反腐敗はガバナンス問題の一環と位置づけられ、その法的根拠は常にガバナンス論に帰納する。逆にガバナンス論から演繹することによってあらゆる分野が世銀の支援対象として解釈される可能性を有している。

3 世界銀行の法制度改革支援の刑事分野への拡大

世銀の活動は、ガバナンス論から反腐敗、そして反マネーロンダリングへと展開されてきた。世銀の被支援国の反マネーロンダリングにかんするプロジェクトの典型例は、中央銀行をカウンターパートとし、AML法の実質的運用を促す技術支援やマネーロンダリングにかんする情報管理システム構築への支援である¹³⁾。被支援国の金融監督機関や中央銀行の役割は、顧客にかんする情報の確認や収集、疑わしきケースの関係当局への通報や資金凍結の裁判所への申請であり、資金洗浄という犯罪に対する検察権の直接の行使ではない。しかし、犯罪行為の訴追までも網羅する技術支援プロジェクトにも世銀が資金を提供している例が冒頭のUNODCとの共同プロジェクトのように見られる。これまで見てきたシハタによるガバナンス論においては、刑事分野への介入に対する判断は表明されていない。世銀は自らの活動の刑事分野への拡大についてどのように説明しているのであろうか¹⁴⁾。2003年に世銀法務部より出された文書(World Bank 2003)に、今後世銀が法制度改革支援として取り組むべき分野として、刑事分野への活動の拡大について言及がなされている。

3.1 刑事分野への拡大の表明

法整備支援活動の刑事分野への拡大の前提として、世銀法務部はまず次のように述べている。「法制度および司法制度改革は、今後とも課題とすべき非常にセンシティブな性質を有している。これらの活動が世銀のマンデートや理事会の承認から逸脱しないように

することが必須である一方、法務長官の監督のもとで新しい分野に挑戦することも重要である。第一に、銀行のマンデートでは、融資の際には経済的考慮のみをおこない、加盟国の政治には関与しないが、対象国の政治状況について認識していなければならない。法制度改革の性質、ならびにそれが政治的および社会的利害にもたらす著しいインパクトは、政治的考慮は法制度改革におこなう上で重要な部分であることを意味しており、世銀のプロジェクトに関わる者は、世銀設立協定の制限に忠実であると同時に、これらの要素を考慮しなければならない。」(World Bank 2003: 68)ここで本稿で既述した、被支援国のガバナンスへの関与を世銀の設立協定における政治的活動の禁止の関係から論じたシハタのリーガルオピニオン¹⁵⁾が引用されている。これは、いかに世銀がその法制度改革支援活動が自らの設立協定に抵触することをおそれており、常に設立協定にあるマンデートを逸脱するものではないと正当化する必要があることを示しているといえるだろう。

そして、今後の活動分野として刑事を挙げている。「腐敗撲滅のためには、適切な刑法そして腐敗防止にかんする機関が必要だからである。これまでこの分野にはかなり限定した関与しかしてこなかった。この躊躇は、同分野は世銀のマンデートの範囲を逸脱するのではという憂慮であった。ガバナンス、法制度および司法制度改革ならびに腐敗はかつて世銀のマンデートの外と考えられていた。しかし今ではマンデート内とみなされている。効果的で責任ある刑事制度は、グッド・ガバナンス促進の前提要件であり、法制度および司法制度改革の必要な部分であり、腐敗撲滅のための戦略にとって不可欠である。世銀は

近い将来に刑事制度についての政策を策定する。もちろん世銀が関与すべきものには限界がある。世銀の設立協定は、加盟国の政治に介入することを禁じている。刑事制度のなかでも、世銀が関与すべきものとそうでないものの区別は必要である。」

前節で説明したように、世銀が腐敗問題に取り組むまでに到った論拠は、すべてシハタのガバナンス論を発端とし、そのグッド・ガバナンス実現のために腐敗を撲滅し、そのための刑事制度がその活動対象とされるようになったのである。

3. 2 「人間の安全保障」との関係

世銀の刑事分野への関与を後押しするものとして、「人間の安全保障¹⁶⁾」概念の浮上が挙げられる。2003年5月1日に公表された人間の安全保障委員会による最終報告書は、様々なステージにおける人々の安全保障を促進することの重要性を説いている。その第4章で紛争後の人間の安全保障の鍵となる項目として、治安、人道的支援、再建、和解および共生、ならびにガバナンスおよびエンパワーメントが挙げられている。治安の回復と維持には、警察、軍隊などの機関の設立が必要であり、「法の支配および人権を支える実効的なこれらの機関が、人間の安全保障、開発およびガバナンスに欠くことのできない要素であり、これらが機関に対する信頼と確信を回復し貧困を削減し投資を誘致する鍵となる。」(Commission on Human Security 2003: 63)そして注目されるのは続く記述である。「国家治安にかんするセクターの改革への注目が高まっているにもかかわらず、世銀のような多国間主体は、それに関与することを躊躇している。彼らにかかる努力はその国の国内およ

び政治問題に介入することと見ている。しかし、それどころかむしろ、国家治安にかんするセクターの改革はガバナンスおよび開発を強化するすべての戦略の重要な部分であると見なされるべきである (ibid.)」同報告書によれば、世銀が設立協定により避けるべきとしてきた分野こそ、開発にとって不可欠なものであり、世銀の積極的な関与が望まれるのである。人間の安全保障という包括的な考え方は、犯罪防止や治安維持を開発のためのソフトインフラ基盤と位置づけることによって、世銀が操作してきた開発概念の拡大を裏書きするものとなったといえよう。

3. 3 刑事分野の活動にかんするリーガルオピニオン

2003年時点で慎重ながらも刑事分野へのプロジェクトの拡大を言明した世銀は、冒頭のUNODCとの共同プロジェクトなどに見るように、すでに同分野において腐敗撲滅や警察制度への支援にかんしいいくつかのプロジェクトを蓄積してきた。しかし、法務長官¹⁷⁾によってリーガルオピニオン¹⁸⁾として世銀の設立協定に照らしてその法的正当性が表明されたのは2006年1月末であった。同リーガルオピニオンによると、現在の開発援助機関の間では、刑事にかんする機関は、公共に対し安全というサービスを提供する手段としてとらえられている。法の支配、人権およびグッド・ガバナンスの人々の日常における意味の核心的部分として、刑事制度は、警察、検察、国選弁護人、裁判所および刑務所などの伝統的機関ならびに被害者救済、弁護士、弁護士会、人権およびオンブズマン機関、麻薬中毒患者の矯正プログラムおよび地域コミュニティにおけるプログラムが含まれる。「開発

の概念は広がっており、刑事分野への介入が将来の発展にもたらすインパクトは、犯罪や暴力が、持続可能な経済的発展の障害となること、社会的人的資本の水準を上げる戦略にはマイナスになること、開発や生産活動に使われるべき資本を直接的にも間接的にも浸食してしまうことから実証されている。世銀の特定分野にかんする介入は、当該分野への介入が、合理的な経済的理由にもとづき、かつその介入が加盟国の政治的事項に関与しないことが条件とされる。刑事分野にかんしては、上記の実証研究から合理的な経済的理由は存在する。」(傍点筆者)そして世銀のAML/CFTへの取り組みは、犯罪が加盟国なく貧しい国の経済発展にマイナスのインパクトを与えるというまさに合理的な経済的理由にもとづく活動の例として挙げている。

さらに、刑事分野は、国家権力の行使であり、軍事に近いものがあり、したがって当該分野への援助は否応なしに世銀に政治的判断を強いることになるため、世銀が介入するに正しい対象ではないという反対意見に対し、次のように説明している。「世銀の介入についてはどんな分野においても、たとえばインフラなどの伝統的な分野においてでさえも、世銀が意図しない政争に巻き込まれるという可能性から無縁ではないわけであり、刑事分野への介入においては、要はその政治的事項に関与することを回避するために、被支援国の政治的状况を調査することが必要である。刑事分野については、次の3つに分けられる。①深刻な法的争点を含まない活動：囚人を含む公衆衛生活動、民事からの論理的延長としての裁判所のケース・マネジメント、犯罪や刑事政策についての調査、犯罪からの影響に対処するために貧困層や脆弱層を援助する

こと。②経済的理由が弱いか政治的介入となる内在的リスクが高く、深刻な法的争点を提起しうる活動：武器や致死設備、反薬物法の執行キャンペーンへの資金提供、特定の法の執行にかんする援助、政治犯罪、国家に対する犯罪、テロ活動の容疑者の取り調べ、起訴、裁判にかんすることなどについては、支援を回避すべきである。そして、③グレーゾーンとして、警察、検察や刑務所への資金提供などである。これらは①または②ともいえないが、潜在的なリスクは高く、そのリスク管理には、体系的なガイドラインと専門家を必要とするが、現時点ではそれらは世銀にはない。設立協定において、全般的には世銀が刑事分野に関与することを禁止してはいないが、先に挙げたふたつの条件が熟考されなければならない。」

本リーガルオピニオンは、世銀はその設立協定に照らして刑事分野への介入を禁止してはいないが、その介入については、経済的理由の存在と政治的介入とならないという2点が条件とされるとしている。この条件を考慮すると、刑事分野に該当する対象は様々なものがあり、世銀の活動としてシロ、クロそしてグレーに分かれるとしている。本リーガルオピニオンは、これまで法務長官によって判断が示されていなかった世銀による刑事分野への介入を設立協定下において適法であるとしてはじめて位置づけたものであり、その活動の間口を広げたものと解釈される。World Bank (2003) で必要とされた、刑事制度のなかで世銀が関与すべきものとそうでないものの区別が本リーガルオピニオンによって明記されたと言えよう。しかし、個別の活動については、刑事分野に限らずすべての分野への介入について世銀が考慮すべき条件を強調し、

世銀がすでにおこなっている活動についてもグレイゾーンがあり、慎重な対応を促しているとも読みとれる。

3. 4 世界銀行の活動の拡大にかんする是非論

世銀の近年の活動分野の拡大にかんする是非については、多くの議論がなされている。経済活動の支援という本来の活動に専念すべきだというもの、テロ撲滅の目的ゆえにその活動はあらゆる分野を網羅する貧困削減活動をおこなうべきなどの主張がある¹⁹⁾。また、たとえば途上国におけるマネーロンダリング規制の強化は、刑事訴訟法における被疑者の権利や市民権が保障されていない場合、人権抑圧につながることも懸念される。AML自体の強化は、その社会の刑事部門のありかたに影響を与える。立法過程における議会での透明性のある議論が展開され、議会外のパブリックコメントが寄せられる社会でなければ、マネーロンダリング規制および取り締まりの強化は、偏向した検察権の強化につながりかねない。さらに反マネーロンダリング(AML)がテロへの資金供与の撲滅(CFT)と並列されることにより、その規制対象は拡大される傾向にある。このような法律の立法および執行を世銀の融資の条件とすることはたして被支援国の刑事制度にとって適切なことなのか²⁰⁾。もちろんある国の開発は一部の分野に特定されるものではなく、その社会全体のありかたに関わることであり、開発に刑事制度の有り様が含まれることに首肯するとしても、それを世銀が活動の対象とすべきなのかどうかは大いに議論されるべきであろう。

4 おわりに—開発法学へのインプリケーション

世銀の法制度改革支援活動は、安田が形容する経済開発から社会開発へのシフトどころか、それをさらに超えた分野へ拡大している。その分野を安田の定義する政治開発と呼ぶのが適切かどうかはここでは議論しない。重要なのは、開発概念を巧みに変容することによって世銀は、その設立協定の文言からは直接読み取ることのできない活動への取り組みを設立協定に照らして正当化してきたことである。その概念設定は、もちろん政策および実務の必要性から導かれたものである²¹⁾。ガバナンスを「開発のための国家の社会的経済的資源の管理において力が行使される態様」と定義し、開発のためにはグッド・ガバナンスの実現が必要であり、そのためにその国家のあらゆる制度を支援の対象としてきたのである。そしていつしかグッド・ガバナンスの達成がすなわち開発と混同される現象を生み出している。1990年代に入ってから「法と開発」研究の興隆には、グッド・ガバナンスを支える「法の支配」自体が、開発を代替するとの幻想がまかり通っているからとの指摘がある。開発政策とは、競合する政治的選択と経済的分析から生まれるものであり、「法の支配」自体がそれを代替するものではなく、法はあくまで開発のための配分の道具に過ぎないと指摘し、昨今の「法の支配」ブームに警笛をならす見解もある(Kennedy 2003)。確かに法は開発政策の実現のための道具であるという事実は否めないとしても、「法と開発」研究が開発という分野において法学者は何ができるのかを問う学問であるならば、開発とは何かという思考を経ずしてその研究は

始まらない。

安田は「開発法学」において、開発法学の理念的目標として、社会開発として人々の連帯の極大化、経済開発として人々の物質的な富の極大化、政治開発を人々の権力の極大化として定義している²²⁾。はたしてこれら3つは開発法学の理念的目標といえるものなのであろうか。これらの開発の定義が、安田のいう共同法理、市場法理および指令法理の3法理が使える分野を特定するための概念の設置(安田2005:21)であるならば、理念的目標とはいえないのではないだろうか。また、これらの定義は法学という学問領域とは関係なく設定されるものであり、法はそれを目標に達成するための手段としてのみ見なされている。確かに、法自体の道具性については多く論じられており、現代における開発援助においても法は開発(その開発の意味するところが何であるかは別として)へと導く手段として認識されている。しかし、法は正義を体现するものであり、法学が正義を探究する学問であることからすれば、開発法学における理念的目標に正義の実現が挙げられるべきではないだろうか。たとえ、人々の一体化、人々の物質的な富および人々の権力が極大化されたとしても、そこに正義が見いだされなければ法が存在しているとはいえないのではないだろうか。もちろん正義は価値判断の問題であり、正義の普遍性は自然科学における客観的事実の普遍性とは異なり、どのような価値が正義といえるほどに普遍性をもちうるかは、時代と共に変化し、歴史的に発展する(渡辺1998)。社会において対立する様々な価値判断が、普遍性の獲得をめざして闘争している(渡辺1998:12)とすれば、開発法学における開発とは、人々が正義の普遍性とい

う目標に向かって努力しそれを革新的に実現していくことであるべきではないだろうか。「開発と法」を研究する者は、世銀のようにその必要性に合わせ融通無碍に開発の概念を「進化」させることはできないとしても、自らの開発概念を不断に問い質さなければならぬであろう。

注

- 1) 1991年に国連薬物統制計画(UNDCP: United Nations International Drug Control Programme)および犯罪防止刑事司法計画(CPCJP: Crime Prevention and Criminal Justice Programme)が設置された。1997年に相互に関連する不正薬物、犯罪、国際テロリズムに包括的に対応するため、UNDCPおよびCICPを包含する組織として国連薬物統制犯罪防止事務所(UNODCCP: United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention)が設置され、2002年に現在の名称に改称し、それに伴い組織としてのUNDCP及びCICPもUNODCに統合された。主な活動は1)政策及び事業決定過程に資するため、不正薬物及び犯罪にかんする調査・分析、2)国連加盟国の不正薬物、犯罪、テロリズムにかんする各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、ならびに3)国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロリズム対策における能力向上のための技術協力の提供である。
- 2) Article I Purposes: "The purposes of the Bank are: (i) To assist in the reconstruction and development of territories of members by facilitating the investment of capital for productive purposes, including the restoration of economies destroyed or disrupted by war, the reconversion of productive facilities to peacetime needs and the encouragement of the development of productive facilities and resources in less developed countries. (ii) ..."
- 3) Article IV, Section 10. Political Activity Prohibited: The Bank and its officers shall not interfere in the political affairs of any member; nor shall they be influenced in their decisions by the political character of the member or members concerned. Only economic considerations shall

- be relevant to their decisions, and these considerations shall be weighed impartially in order to achieve the purposes stated in Article I.
- 4) 司法制度改革を直接の目的とする最初のプロジェクトは1988年アルゼンチンに公的セクター運営の融資の一部として裁判所の情報システム改善のために資金提供した案件といわれる (Rowat, et al., eds. 1995).
 - 5) 「しかし (当時は) この分野における世銀の活動の効果は適切なスタッフのスキルや政策のフレームワークの欠如のため限界があった」 (World Bank 2004: 6) とも記されている。
 - 6) 世銀のガバナンス論と法整備支援の論理については山田 (2002)。
 - 7) Issues of “Governance” in Borrowing Members — The Extent of Their Relevance Under the Bank’s Articles of Agreement, Legal Memorandum of the General Counsel, dated Dec. 21, 1990. Shihata (1991) に所収。
 - 8) ここで設立協定第 III 条第 4 (vii) 項が引用されている。Article III, Section 4. “The Bank may guarantee, participate in, or make loans to any member or any political sub-division thereof and any business, industrial, and agricultural enterprise in the territories of a member, subject to the following conditions: (i) … (vii) Loans made or guaranteed by the Bank shall, except in special circumstances, be for the purpose of specific projects of reconstruction or development.” 本項および目的を規定した第 I 条から、世銀の活動は生産目的のための特定のプロジェクトに融資することと述べている。
 - 9) Reforming Public Institutions and Strengthening Governance: A World Bank Strategy
 - 10) UN Vienna Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drug and Psychotropic Substances
 - 11) 「資金洗浄にかんする金融活動作業部会」 (Financial Action Task Force on Money Laundering) 1989年のアルシュ・サミット経済宣言において設立が合意された OECD 諸国を中心とする政府間組織。翌年マネーロンダリング規制を各国内で整備するためのガイドラインである 40 勧告を発表した。
 - 12) 2001 年米国での同時多発テロを受けてテロ活動資金対策を FATF のマンドートに組み込むことが合意され、同年 11 月にテロ資金供与にかんする FATF8 特別勧告が発表された。
 - 13) その例のひとつとして、バングラデシュに対する支援が挙げられる。中央銀行強化プロジェクトと称するプロジェクトは 2003 年 6 月 30 日に交わされた契約文書によると、37 万ドルの融資を行い、バングラデシュ銀行に AML 法の執行およびスタッフへの必要な訓練を含む、効果的な AML/CFT 体制の構築と機能について技術的助言を提供することが挙げられている。そしてそのプロジェクトのパフォーマンス指標として 2004 年 12 月 31 日までにバングラデシュ銀行のスタッフが AML/CFT にかんする規定を効果的に執行するよう訓練されること、2006 年 6 月 30 日までにバングラデシュ銀行に AML/CFT にかんするデータを収集し共有できるようシステムを設置することが挙げられている。バングラデシュの AML 法によれば、中央銀行の役割は、資金洗浄にかんする情報やデータを収集し本法に定義される犯罪の調査を行うことである。(Project ID: P062916 Central Banking Strengthening Project, agreement dated June 30, 2003)
 - 14) これは世銀の刑事分野への拡大という問題とともに、被支援国における法の執行への関与という問題がある。2001 年の世銀理事会による「世銀は反マネーロンダリングの努力を支援することができるが、自らのマンドート内に留まらなければならない、従って法の執行に関連する活動は避けなければならない。」 (World Bank 2004a: 26) との言及に照らすと、UNODC との共同プロジェクトは懸念されていた法の執行にまさに該当する技術支援である可能性も考えられる。
 - 15) 注 7
 - 16) 2000 年国連ミレニアム・サミットにおいて、「恐怖からの自由」および「欠乏からの自由」の 2 つの目標達成が必要とされ、人々に対する脅威に対し、効果的かつ包括的に対処しようとするための人間を中心とした考え方。人間の安全保障委員会は、こうした国際社会の要請に応えるため、2001 年 6 月に設立され、緒方貞子とアマルティア・センを共同議長とし、10 名の有識者を委員とした委員会。http://www.humansecurity-chs.org
 - 17) Roberto Daniro, Senior Vice-President and General Counsel. このリーガルオピニオンを表した直後に離任した。
 - 18) Legal Opinion on Bank Activities in the Criminal Justice Sector, Senior Vice President and General Counsel, January 31, 2006.
 - 19) 昨今の世銀の活動の拡大に警笛を鳴らすも

- のとしては, Einborn (2001), Rueger (2003), Brucculeri (2004), テロ撲滅の目的ゆえにこそ世銀の活動は強化されるべきとするものに Medenica (2004) がある。
- 20) 先のバングラデシュのプロジェクト例では, 融資契約において中央銀行の AML 規制への取り組みが段階毎に評価されそれに依じて世銀からの融資が支出される条件とされている。
- 21) シハタは, 法務長官のリーガルオピニオンは, 法的に正しいことに加え, 世銀のビジネスの必要性にもっとも合致した方法で世銀の理事がその責務を果たすことができるようにするためにあると論じ, また設立協定の変更のないまま活動を拡大してきたのは, 開発概念の拡大が世銀の機能に影響してきたからだと述べている (Shihata 2000)。
- 22) 「極大化」という言葉の使用の問題点については小林他 (2007)。

参考文献

- Brucculeri, Guy. 2004. A Need to Refocus the Mandate of the International Monetary Fund and the World Bank. *Winsor Review of Legal and Social Issues*. 17: 53-82.
- Commission on Human Security. 2003. *Human Security Now*. New York: UN Publications.
- Einborn, Jessica. 2001. The World Bank's Mission Creep, *Foreign Affairs*. 80 (5): 22-35.
- Hatchard, John and Perry-Kessaris, Amanda eds. 2003. *Law and Development: Facing Complexity in the 21st Century: Essays in honour of Peter Slinn*. London: Cavendish Publishing Limited.
- Kennedy, David. 2003. Laws and Developments in Hatchard & Kessaris eds. 2003.
- Medenica, Olivera. 2004. The World Bank, the IMF and the Global Prevention of Terrorism: A Role for Conditionalities. *Brooklyn Journal of International Law*. 29 (2): 663-707.
- Paul, James C N. 2003. Forward: Law and Development and Peter Slinn in Hatchard & Kessaris eds. 2003.
- Rowat, Malcolm, Malik, Waleed H. and Dakolias, Maria, eds. 1995. *Judicial Reform in Latin America and the Caribbean: Proceedings of a World Bank Conference*. World Bank Technical Paper No. 280. Washington DC: The World Bank.
- Rueger, Jane. 2003. From Reluctant Champion to Development Ringmaster: Managing the Expanding Mission of the World Bank, *Indiana Journal of Global Studies*. 10 (2): 201-226.
- Shihata, Ibrahim F. I. 1991. *The World Bank in a Changing World*, Vol. 1, Dordrecht; Boston: M. Nijhoff Publishers.
- . 1995. *The World Bank in a Changing World*, Vol. 2, Dordrecht; Boston: M. Nijhoff Publishers.
- . 1997a. Corruption- A General Review with an Emphasis on the Role of the World Bank, *Dickinson Journal of International Law*. 15 (3): 451-485.
- . 1997b. *Complementary Reform: Essays on Legal and Judicial and Other Institutional Reforms Supported by the World Bank*. The Hague: Kluwer Law International.
- . 2000. The Dynamic Evolution of International Organizations: The Case of the World Bank. *Journal of History of International Law*. 2: 217-249.
- Tamanaha, Brian Z. 1995. The Lessons of Law-and-Development Studies. *American Journal of International Law*. 89: 470-486.
- UNODC. 2005. *Eastern Horizons*, Winter, Regional Centre for East Asia and the Pacific.
- World Bank. 1995. Money Laundering and International Efforts to Fight It, Note No. 48, At a Glance.
- . 1997. *World Development Report 1997*. New York, Oxford University Press.
- . 2000. *Initiatives in Legal and Judicial Reform*. Legal and Judicial Reform Unit. Washington DC: The World Bank.
- . 2003. *Legal and Judicial Reform: Strategic Directions*, Legal Vice Presidency. Washington DC: The World Bank.
- . 2004a. *Mainstreaming Anti-Corruption Activities in World Bank Assistance: A Review of Progress Since 1997*. Operations Evaluation Department. Washington DC: The World Bank.
- . 2004b. *Initiatives in Legal and Judicial Reform*. Legal Vice Presidency. Washington DC: The World Bank.
- 小林昌之, 今泉慎也, 山田美和, 佐藤創, 初鹿野直美. 2007. 「書評 安田信之著『開発法学』」『アジア経済』48.
- 安田信之. 2005. 『開発法学 アジア・ポスト開発

国家の法システム』名古屋大学出版会。
山田美和. 2002. 『法整備支援』の論理について
の一考察—世界銀行と日本政府開発援助』『アジ

アの経済社会開発と法』作本直行編. アジア経
済研究所。
渡辺洋三. 1998. 『法とは何か』岩波新書.